

(写し)

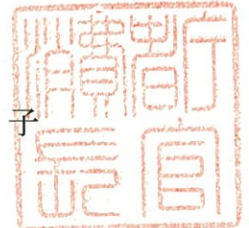
消教推第 115 号

令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
独立行政法人国民生活センター理事長

消費者庁長官

伊 藤 明 子



食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（通知）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。以下「法」という。）第 11 条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和 2 年 3 月 31 日に閣議決定されましたのでお知らせいたします。

都道府県及び市町村においては、法第 12 条及び第 13 条の規定により、それぞれ、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととされております。計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置付けることも含め、各地方公共団体において柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進していただきたいと思いますと考えております。

基本方針等を別紙のとおり送付いたしますので、十分に御了知の上、計画の策定並びに法及び基本方針の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係機関・団体に対して、このことを周知願います。

【添付資料】

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロスの削減の推進に関する法律

【本件連絡先】

消費者庁消費者教育推進課

電 話：03-3507-9244

FAX：03-3507-9259